平成２３年（フ）第１６７１４号
東京都墨田区江東橋３丁目５―19―1415
債務者　林　　絢子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７９２号
東京都練馬区栄町８―５　第２大和ビル303
債務者　森本　千鶴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３９０号
東京都台東区三筋２丁目８―５―1004
債務者　尾張　正明
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２３号
東京都町田市忠生３丁目９番地３コミュニティハイツ102
債務者　渡邉喜美江
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１０９号
横浜市南区永田みなみ台３番３―101号
債務者　木下　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１０号
横浜市南区永田みなみ台３番３―101号
債務者　木下　泰子（旧姓一色）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８０号
横浜市南区井土ケ谷下町218番地２　ヴェルドミール井土ケ谷501
債務者　渥美　武彦
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８５号
神奈川県藤沢市亀井野983番地の５―101
債務者　桜庭由美子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地53―306
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５１８号
東京都府中市天神町２丁目19番地の１グローブハイツ203
債務者　広野　梨恵（旧姓岩田・涌井）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６０９号
東京都町田市南成瀬１丁目14番地11スカイハイツ鈴木205
債務者　巽　美英子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６３５号
東京都八王子市鹿島７番地２Ｄ―104
債務者　伊藤　静子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７０号
東京都八王子市大楽寺町558番地８ファミールＡＫＩ―101号
債務者　武知　慶子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後１時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５７号
栃木県栃木市旭町９番16号
債務者　青木　タイ
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５９０号
東京都八王子市南大沢５丁目３番地２―1007
債務者　小林　岳丸
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９１号
東京都八王子市南大沢５丁目３番地２―1007
債務者　小林りよ子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部